

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月18日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市右京区梅津西浦町14番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代表取締役社長執行役員 大谷 忠雄			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	300 台	0 台	5 台	309 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	39 台	0 台	0 台	40 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.545	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・府内の事業所で所有している冷媒代替フロン使用機器をリストで管理し、規程に基づいて簡易点検及び定期点検を行っている。 関連規程名：フロン排出抑制管理規程			
	廃棄時	・府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の管理責任者が第一種フロン類充填回収業者にフロン類の引渡しを委託し、フロン類を全量回収した後に当該機器設備を廃棄している。この委託に際しては、フロン回収依頼書を交付して、この写しを3年間保存している。また、廃棄を委託する業者に当該機器設備を引渡す際は、引取証明書の写しを作成し、廃棄する機器設備と一緒に渡している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・府内の事業所で所有している冷媒代替フロン使用機器をリストで管理し、規程に基づいて簡易点検及び定期点検を行っている。 関連規程名：フロン排出抑制管理規程			
	廃棄時	・府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の管理責任者が第一種フロン類充填回収業者にフロン類の引渡しを委託し、フロン類を全量回収した後に当該機器設備を廃棄している。この委託に際しては、フロン回収依頼書を交付して、この写しを3年間保存している。また、廃棄を委託する業者に当該機器設備を引渡す際は、引取証明書の写しを作成し、廃棄する機器設備と一緒に渡している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・府内の事業所で第一種特定製品を新規導入または更新する際は、ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品を導入する。				
特記事項	特記事項無し				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。